

社会福祉法人平成福祉会フェリーチェ上野原入居指針

1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に示された「指定介護老人福祉施設サービスを受ける必要性が高い入居希望者を優先的に入所させるよう努めなければならない。」という観点から、社会福祉法人平成福祉会 フェリーチェ上野原（以下、「施設」という。）の入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所決定過程における透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護保険認定審査会において要介護3～5と認定された方であって常時の介護を必要とする方とする。ただし、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情で、居宅においてこれを受けることが困難である場合（次の「特例入居の要件」に該当する場合）には、特例的に入居が認められる。

「特例入居の要件」

- ア. 認知症である者であって、日常的に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる。
- イ. 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられる。
- ウ. 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ. 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である事。

3 特例入居に対する保険者市町村との情報共有

施設は、特例入居申込者が特例入居の要件に該当すると認められる場合には、以下のようないくつかの取扱いにより、入居検討委員会の開催までに入居申し込み者の保険者市町村との間で情報共有を行うこととします。

- ア. 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入居申し込み者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するに当たって必要に応じてその意見を求めることとします。
- イ. アの求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して意見を表明するものとします。
- ウ. 施設は、特例入居対象者と認められた場合は、受付簿にその内容を記載して管理します。また、入居や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録する事により、特例入居申込

書の取り扱いの経緯を明らかにします。

- エ. 施設は保険者市町村からの意見の内容も踏まえ、入居検討委員会において入居を決定します。

4 入居相談時の対応、申込みの方法及び入居順位の決定手続き

(1) 入所相談時の対応

入居希望者又はその家族等から入居の相談があった際、生活相談員は、入居の申込みから入居順位の決定方法、及び山梨県指定介護老人福祉施設入所指針に定める優先入所（以下「山梨県優先入所指針」という。）等に関する説明（以下、「入居に関する説明」という。）を行い、入居申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。ただし、電話等による入居相談の際は、申込み受付時に行う。

(2) 入居申込みの方法

入居の申込みは、入居申込書に必要事項を記載（特例入居の要件に該当する方は、別紙「フェリーチェ上野原 特例入居理由書」も記載）し、原則として入居希望者又はその家族が当該施設に赴き行う。その際生活相談員は、入居申込書に記載された内容について再確認を行うとともに、必要に応じ、入居に関する説明等を行う。

(3) 入居希望者の優先度評価

入居申込書を受理した場合、生活相談員は、入居申込書に記載された内容に基づき、入居希望者評価基準及び配点表により入居の優先性の評価（点数化）を行う。

ただし、山梨県優先入所指針該当者を除く。

(4) 入居順位決定の手続き

①生活相談員は、前項(3)の評価結果及び山梨県優先入所指針該当者の資料をもとに入居検討委員会で用いる資料を作成する。

②施設長は入居検討委員会を開催し、生活相談員の作成した資料をもとに入居順位を決定する。

なお、山梨県優先入所指針の4の（1）に該当する、いわゆる85点以上の入居希望者については、この指針の公共性を考慮し最優先することとする。

また、入居検討委員会の設置・運営の方法等は次のとおりとする。

・委員構成

委員会の委員は、当該施設の施設長、生活相談員、ケア課長、看護リーダー、栄養課長、担当介護支援専門員等で構成する。

・委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回以上開催する。

③生活相談員は、委員会での検討の内容を記載した議事録を作成し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあった際には、これを提出するものとする。

(5) 特別な事由による入居の決定

次に掲げるいずれかに該当する際は、施設職員のみの委員会の判断により入居順位を最優先することができる。また、特に緊急性があり、委員会を開催する余裕がない場合は、施設長の判断で入居を決定することができる。

この場合においても、生活相談員は入居決定等に至る経緯を記録する。

① 市町村から入居依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入居依頼があった場合、又は家庭における虐待や介護放棄、事故等の発生等の事由により、市町村が緊急性を認め、入居依頼があった場合。

② 長期入院後に再入居する場合

入居者に入院治療の必要性が生じて病院に入院し、概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、または入院が3月を越えた場合であっても、退院後の在宅生活が困難と認められる場合。

③ 緊急性等が特に認められる場合

入居希望者や介護者の心身の状況が急に悪化する等、直ちに施設入居を必要とすると判断された場合。

(6) 入居決定順位の調整

施設における適切な処遇及び運営を図る目的により、次の事由を勘案して入居順位を調整することができる。

① 性別

② ユニットの特性

③ 医療的処置等の必要度 ※入居前に健康審査証明書の提出を依頼します。

④ の他特に配慮しなければならない個別の事情

(7) 入居順位決定後の通知

入居順位決定後の通知については、申込み後の初回の入居判定委員会結果のみ文書（別紙）で入居申込者に通知する。2回目以降の入居判定委員会の結果については、必要に応じ通知する。

なお、入居判定委員会の結果の開示（問い合わせ等）は、入居申込者のみに行う。

(8) 入居希望者の再評価

生活相談員は入居希望者又は家族等から入居希望者の状態等の変化に関する連絡があった場合は、隨時再評価し必要な処理を行う。

(9) 入居辞退者の取扱

入居希望者の都合により入所辞退があった場合は、辞退の理由等を考慮の上処理する。